

独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第132号

制定 平成31年 3月20日

一部改正 令和2年11月 9日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における間接経費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「間接経費」とは、機構における教育研究事業遂行にあたって、教育活動、产学連携活動、知的財産制度維持等に使用する経費であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（機構規則第46号）第4条に基づき受け入れる間接経費
 - 二 独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（機構規則第47号）第4条に基づき受け入れる間接経費
 - 三 独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号）第9条に基づき受け入れる間接経費
 - 四 国（国との間に委託契約を締結した者を含む。）、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「国等公的機関」という。）からの補助金等のうち間接経費又は一般管理費に関する定めのあるものの受入れに伴い措置される間接経費又は一般管理費
- 2 この規則において「学校」とは、機構が設置する高等専門学校をいう。
 - 3 この規則において「研究助成目的寄附金」とは、寄附者の意向により機構教職員の職務上の研究に対するものとして教職員個人を使用者に指定して寄附された寄附金をいう。
 - 4 この規則において「受入金額」とは、受け入れようとする共同研究、受託研究、寄附金及び国等公的機関から間接経費が措置された補助金等の額をいう。

(間接経費の受入方法)

第3条 間接経費は、共同研究、受託研究、寄附金及び国等公的機関から間接経費が措置された補助金等（以下「外部資金」という。）を受け入れる際に併せて受け入れるものとする。

2 理事長は、学校が受け入れる外部資金に係る間接経費の取扱いについては、当該学校の校長に委任するものとする。

(間接経費の適用率)

第4条 間接経費の算定基準額及び適用率は、別表のとおりとする。

- 2 間接経費の額は、前項に規定する算定基準額に適用率を乗じて算定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、各学校で受け入れる間接経費のうち、次の各号に掲げ

るものについては、その受入金額が百万円未満で各学校における研究の遂行上やむを得ない場合に限り、当該各号に定める範囲内でその適用率を当該学校の校長が定めることができる。なお、当該学校の校長が新たに適用率を定めたときは、その旨理事長に報告するものとする。

- 一 別表第1号に定める外部資金に係る間接経費の額 100分の10以上かつ100分の30以下
- 二 別表第5号に定める外部資金に係る間接経費の額 110分の10以上かつ130分の30以下
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものについては、理事長又は当該外部資金を受け入れる学校の校長が真にやむを得ないと認める場合に限り、間接経費の負担を求めることができる。
 - 一 修学支援事業基金（独立行政法人国立高等専門学校機構修学支援事業基金規則（機構規則第128号）に定めるものをいう。）又は研究等支援事業基金（独立行政法人国立高等専門学校機構研究等支援事業基金規則（機構規則第135号）に定めるものをいう。）として受け入れた寄附金
 - 二 寄附者の意向により機構の教育活動の支援を目的として寄附された寄附金
 - 三 1件当たりの受入金額が50万円以下の寄附金（研究助成目的寄附金を除く。）
 - 四 個人からの寄附金（研究助成目的寄附金を除く。）
 - 五 共同研究実施者又は受託研究委託者が国等公的機関から補助金等を受け、又はその委託により機構と共同で研究する者であって、間接経費が措置されていない場合
 - 六 共同研究実施者又は受託研究委託者が国等公的機関であって、財政事情により間接経費が措置されていない場合
 - 七 従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合
 - 八 共同研究実施者又は受託研究委託者とインターンシップや共同教育等を行う場合に限り、特別な配慮を真に必要とする場合
- 5 第1項の規定にかかわらず、各学校が共同研究を行う場合であって、当該共同研究の相手先となる民間企業等が別表第1号に掲げる適用率と異なる率を定めているときは、当該学校の校長が理事長と別途協議し適用率を定めることができる。

（教育研究事業への使用）

第5条 理事長は、機構における教育研究事業の推進のため、間接経費の一部を使用することができる。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年3月20日 制定）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前から継続している共同研究、受託研究及び寄附金における間接経費の取扱いについては、施行日以降も従前の例によることができる。

附 則（令和2年11月9日 一部改正）

この規則は、令和2年11月9日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	算定基準額	適用率
1. 民間企業等との共同研究	直接経費の額	100分の30
2. 民間企業等との受託研究	直接経費の額	100分の30
3. 国等公的機関との受託研究又は補助金等のうち間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの	直接経費の額	国等公的機関の定める間接経費の率又は一般管理費の率
4. 国等公的機関との受託研究のうち間接経費又は一般管理費に関する定めのないもの	直接経費の額	100分の30
5. 寄附金（第6号及び第7号の場合を除く。）	受入金額	110分の10
6. 研究助成目的寄附金（第7号の場合を除く。）	受入金額	130分の30
7. 寄附金のうち研究助成金の要綱等により間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの	直接経費の額	助成団体の定める間接経費の率又は一般管理費の率